

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：職員全体の時間外労働時間を削減するため、一人当たり平均月20時間以内とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 所定外労働の現状を把握
所属長会議において計画的な業務遂行の周知、啓発
- 令和8年 7月～ 四半期の時間外労働の現状分析、対策会議の実施

目標2：計画期間中における男性の平均育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 育児休業取得者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）

目標3：採用者に占める女性比率を50%以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 採用に係る面接において、多角的な視点から選考を行う為、女性面接官を積極的に配置